

国会改革への取組について

議会制民主政治にとつては、国民に信頼されることが、その基本であり、したがって、国民を代表する国会が、真に国民に開かれたものとなるよう自己改革を行って、国民の皆さんのより強固な信頼を得ることが政治改革の基軸であります。

そこで、私共は、就任早々、「国会改革に関する私的研究会」を設け、国会改革について議論を重ね、本日、その議論の経過を踏まえて、別紙の「国会改革への一つの提言」として取りまとめました。

議院運営委員会及び議会制度協議会において、この提言を一つの参考として、国会改革に取り組まれるようお願いいたします。

平成六年六月三日

衆議院議長 土井 たか子

衆議院副議長 鯨岡 兵輔

議院運営委員長 奥田 敬和 殿

国会改革への一つの提言

一 政治倫理の確立

国会が国民の代表機関として、国民の信頼を得るためには、不断に、実効性のある政治腐敗防止のための方策について検討を進めるとともに、万が一にも政治疑惑事件が生じた場合には、自らその積極的な解明に努めることが必要である。そのため、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

- 1 政治倫理審査会を常任委員会（政治倫理委員会）とすること。
- 2 政治倫理委員会は、政治疑惑事件が生じた場合に当該事件の解明を行うことは勿論、事件の解明を通じて、事件発生の原因及び構造について究明し、その防止策を策定する組織とすること。

- 3 国政調査権に基づき行われる政治疑惑事件の解明のための政府に対する資料要求そ

他の政府に対する資料要求については、政府の資料提出を確保する措置を講ずること。

4 「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」に基づき行われる政治疑惑事件の解明のための証人喚問その他の証人喚問については、尋問中の撮影禁止規定（同法第五条の三）を見直すこと。

二 国会審議の活性化

国会がその権能を十分に発揮し、活発かつ実質的な議論を行い、国民の負託により一層応えることができるようにするため、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

1 議長、副議長及び常任委員長からなる常任委員長会議を活用し、機動的かつ円滑な国会運営に資するための協議を定期的に行うこと。

2 本会議において趣旨説明が求められている議案の委員会への早期付託、各委員会の定例日の見直し（あるいは定例日にとられない審査の実施）等の方策を講ずること。

3 予算委員会その他の委員会につき、政策の実質的討議、適切な質疑時間の確保等、審査の実質化、計画化及び能率化を図るための措置を講ずること。

三 立法機能の充実

議院内閣制の下において、国会が国の唯一の立法機関としての機能を十分に発揮できるようにするため、前記二の諸事項の検討とあわせて、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

1 議員立法の活性化に資するため、議員提出法案の提出手続について、これまでの慣行及び取扱いを簡素化すること。

2 議員提出法案（政府提出法案に対する修正案等を含む。）の作成及び提出並びにこれらに対する質疑等をより活発に行えるようにするため、起草小委員会の活用、自由討議時間の確保等、委員会運営の在り方を見直すこと。

3 立法補佐機構の一層の充実強化を図ること。

四 請願の取扱い

請願が憲法において保障された国民の権利であることにかんがみ、その審査をより実質的なものとするため、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

1 委員会は、請願について、会期中に、その内容に応じて随時、審査するようにするこ

と。そのため、各委員会において、「請願審査小委員会」を設置すること。

2 請願の審査結果について、請願者に報告する方途を講ずること。

3 採択された請願については、委員会において法制化の可否についての検討を早急に行う等、その内容の実現を図るための措置をより積極的に講ずること。

五 国会情報センターの設置

次の諸事項を行うための国会情報センター（仮称）について、その組織の在り方を含めて検討すべきであると思われる。

1 政府の情報その他の収集した情報を集中的に管理し、議員の要求に応じて提供する体制を整備すること。

2 国会が刊行する会議録、公報等の配布及び販売を行うこと。

3 会議録、法案、法令、審議会答申等の国会情報をデータ・ベース化して、国会議員の利用に供するとともに、広く国民に提供すること。

4 その他、本会議、委員会等の活動を広報すること。